

職人の元気を守る



建設国保



建設労働者・建築職人がつかった健康保険



健診補助や保養施設利用補助など各種保健事業も利用可能

6支所共済で入院時の自己負担割合分を給付
(東建国保償還払いと合わせて入院時実質本人無料)

産前産後の対象者 保険料を軽減

出産一時金や葬祭費などの現金給付の内容も充実

東京ディズニーリゾート®の利用補助も

仲間のための
建設国保です



今すぐ加入を



☎ 03-3462-5331 建設ユニオン

2025年度版

<https://www.kensetu-union.jp/> E-mail : honbu@kensetu-union.jp



入院したときの補償

45歳未満組合員の場合

入院時の国保の傷病手当金 + 組合共済傷病見舞金を合わせて

1日13,000円以上



東建国保の主な給付内容

名目	内容	請求時に必要な書類
傷病手当金 (組合員本人のみ)	病院入院期間1日5,000円 ×年度内60日間 (加入後6ヶ月経過した組合員が病気で入院した時)	組合にある所定の用紙に医師の証明をもらい、組合に提出します(印鑑持参)。用紙は請求すれば郵送もします。
出産手当金 (組合員本人のみ)	1日5,000円× 産前42日、産後56日まで (加入後1年経過した組合員が出産し、収入がない時)	
出産育児一時金 (本人・家族とも)	一児につき500,000円	①印鑑 ②新生児が記載された住民票など
葬祭費	本人・家族は80,000円	①印鑑 ②所定の用紙(葬祭費申請書)に医師の証明、または死亡診断書(写しでも可)、または住民票除票 ③葬儀の領収書など
償還払い制度	組合員本人 入院時・通院時は月単位1レセプト17,500円を超えた分を償還します。	後日国保組合から通知が行きます。尚、同意書提出済みの方は、後日、ゆうちょ銀行口座への振り込みになります。

※1レセプト(診療報酬明細書)…医療機関ごとに別々。同一医療機関でも入院、外来、歯科も別々。患者ごとに毎月1日から月末までが一月単位。

組回国保加入条件と加入手続き

- **組回国保に加入する条件は？**
建設産業に従事している労働者、職人、事業主であれば、加入できます。
- **組回国保に加入する手続は？**
 - ① 家族全員の名前が記載された住民票(省略住民票ではなく、世帯主・続柄等が記載されたもの)1通と印鑑
 - ② 職種確認のため、事業主・一人親方(「職業」欄に記載のある所得税の確定申告書一式の控(1表・2表と内訳書等)、労災保険加入証明書等)、従業員(法人…健保適用除外承認証、個人…源泉徴収票、確定申告書(給与所得)の控(1表・2表)と雇用証明書等)
 - ③ 同意書(振込先ゆうちょ銀行口座届兼同意書)

※マイナンバーの記載と本人確認が必要となるため、加入する家族全員のマイナンバーが分かるもの(個人番号カード等)と申請者の身元確認書類(個人番号カード、運転免許証等)をご用意ください。
- **しめきりと発効**
毎月20日しめきりで、翌月1日から資格が発効します。



東建国保の補助制度

〈組合の集団健診〉

健診内容により最高11,000円を補助。

〈人間ドック〉

東建国保の指定医療機関で自己負担15,000円で受診できます。

〈保養施設利用補助〉

東建国保が契約している保養施設(契約旅館)を組合員・家族が利用される場合、被保険者1人につき3,000円が補助されます。詳しくは支部事務所窓口まで。

〈インフルエンザ予防接種補助〉

被保険者(接種時に65歳未満)1人につき、2,000円を上限に年度中1回補助。

〈東京ディズニーリゾート® 利用補助〉

東建国保の被保険者がディズニーランド・ディズニーシーを利用する際、1,500円の利用券があります。

〈出産育児一時金直接払い制度〉

医療機関の同意を事前に受けた上で、出産育児一時金を直接病院に支払う制度があります。

東建国保の保険料

年齢	健康保険料(月額)				介護保険料
	法人事業主	個人事業主	一人親方	従業員	
15～24歳	26,000円	22,600円	14,700円	14,700円	—
25～29歳	29,500円	26,100円	18,200円	18,200円	—
30～34歳	32,300円	28,900円	24,800円	21,000円	—
35～44歳	33,600円	30,200円	26,100円	22,300円	4,200円
45～54歳	33,700円	30,300円	26,200円	22,400円	4,200円
55～64歳	34,200円	30,800円	26,700円	22,900円	4,200円
65～74歳	34,200円	30,800円	26,700円	22,900円	—

※家族分
 家族(乳幼児・成人男性以外) 一人につき 6,800円
 乳幼児(小学校就学前まで) 一人につき 1,900円
 成人男性(25歳から60歳未満、学生・障がい者を除く) 一人につき15,500円
 ※「成人男性」、「家族」、「乳幼児」の順で一世帯5人まで徴収
 ※都外居住者の加入は1人1,300円加算。
 ※介護保険料の徴収は本人・家族共40歳から64歳まで。
 ※後期高齢者支援金として、組合員・成人男性家族4,500円、家族(成人男性、乳幼児を除く)3,300円、乳幼児600円が月額保険料に含まれています。しかし、家族人数が5人を超えた場合(乳幼児は除く)は、後期高齢者支援金が別途に徴収となります。

※就労別により法人事業主12,100円、個人事業主8,700円、一人親方4,600円(30歳未満800円)、従業員800円の加算を含む。

※産前産後期間の健康保険料軽減措置

届出により、出産する被保険者または出産した被保険者の出産予定月(出産月)の前月から出産予定月(出産月)の翌々月までの4ヶ月分の保険料が軽減され、後日還付されます。(多胎妊娠の場合は、出産予定月(出産月)の前3ヶ月から6ヶ月分の保険料)